

国民健康保険税条例（例）の改正概要

条例(例)	対応する法令 (下線は R5 改正有)	改正の概要
第 2 条③ 【課税額】	法第 703 条の 4 <u>令第 56 条の 88 の 2</u>	○ 令改正にあわせて改正 ※ 課税限度額の引上げ。
第 23 条① 【国民健康保険税の減額】	法第 703 条の 5 <u>令第 56 条の 89</u>	○ 令改正にあわせて改正 ※ 減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し。
第 23 条の 2 【特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例】	法第 703 条の 5 の 2	○ 規定の整備 ※ 本条例（例）第 24 条の 2 の改正に伴う規定の整備
第 24 条の 2 ② 【特例対象被保険者等に係る申告】		○ 国民健康保険条例参考例改正にあわせて改正 ※ 対応する国民健康保険条例参考例（第 27 条の 3）の規定の書きぶりとおわせるもの。
附則②③④⑥⑦⑧⑨⑫⑬ 【公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例】等	法附則第 35 条の 5、第 35 条の 6、第 36 条、第 37 条～第 37 条の 3、第 35 条の 7、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 3 の 2 の 3	○ 規定の適正化 ※ 対応する法令の規定の書きぶりとおわせるもの。

※施行日の記載がない条文は原則日（公布の日）施行